

(家) 第420号

令和4年(2022年)4月1日

一般廃棄物処理業許可証

住所 周南市大字久米3044番地の2
事業場所在地 宇部市中央町二丁目5-17
新光産業株式会社中央町ビル3階

氏名又は名称 株式会社吉本興業
代表取締役 吉本 妙子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の規定により許可を受けた者であることを証する。

宇部市長 篠崎 圭二



許可の区分	収集・運搬
事業の範囲	1 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥・汚水を除く） 2 家庭系一時多量ごみ
事業区域	宇部市全域
許可の有効期限	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで
積替（保管）場所	無
許可条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに市条例及び要綱、その他関係法令を遵守すること。 2 市処理施設へ産業廃棄物を持ち込まないこと。 3 要綱規定の表示をした許可車両以外を使用しないこと。 4 積荷検査等について、これを拒否しないこと。 5 その他市長の指示に従うこと。
特記事項	